

事 務 事 業 一 事 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協 議 項 目		2 2 . 国民健康保険事業の取扱い			協 議 細 目		
調 整 方 針							
項 目		参 考 資 料					
保険料(税)関係		【 * 基準時：平成 1 5 年度本算定時】					
区 分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	
被保険者数		27,351人	1,187人	908人	2,038人	1,175人	
医 療 分	所得割	6.40%	4.40%	7.61%	4.20%	5.10%	
	資産割	34.00%	85.00%	54.53%	31.20%	57.10%	
	均等割	被保険者 1 人当たり	23,600円	28,700円	25,320円	21,800円	25,600円
	平等割	1 世帯当たり	27,800円	30,000円	23,040円	23,600円	27,400円
	1 人当たりの保険税額		80,588円	67,990円	60,603円	52,024円	66,628円
	軽減割合		6割・4割	7割・5割・2割	7割・5割・2割	7割・5割・2割	7割・5割・2割
	賦課限度額	最高限度額	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円
	応能：応益		57.2:42.8	45.7:54.3	50.2:49.8	46.6:53.4	50.7:49.3
	介 護 分	所得割	0.81%	0.51%	1.16%	0.80%	0.50%
		資産割	5.10%	11.50%	13.09%	8.10%	10.37%
均等割		被保険者 1 人当たり	4,800円	6,600円	7,920円	7,700円	6,840円
平等割		1 世帯当たり	4,000円	4,200円	4,560円	4,700円	4,320円
1 人当たりの保険税額		16,926円	15,581円	20,736円	20,379円	17,199円	
軽減割合		6割・4割	7割・5割・2割	7割・5割・2割	7割・5割・2割	7割・5割・2割	
賦課限度額	最高限度額	70,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料									
納期										
区 分	関市		洞戸村		板取村		武儀町		上之保村	
賦 課 期 日	4月1日		4月1日		4月1日		4月1日		4月1日	
納 期	10期割		12期割		10期割		10期割		5期割	
	1期	6月	1期	4月	1期	5月	1期	5月	1期	7月
	2期	7月	2期	5月	2期	7月	2期	6月	2期	9月
	3期	8月	3期	6月	3期	8月	3期	7月	3期	11月
	4期	9月	4期	7月	4期	9月	4期	8月	4期	12月
	5期	10月	5期	8月	5期	10月	5期	9月	5期	2月
	6期	11月	6期	9月	6期	11月	6期	10月		
	7期	12月	7期	10月	7期	12月	7期	11月		
	8期	1月	8期	11月	8期	1月	8期	12月		
	9期	2月	9期	12月	9期	2月	9期	1月		
	10期	3月	10期	1月	10期	3月	10期	2月		
			11期	2月						
		12期	3月							

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料				
給付内容						
区 分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村
療養の給 付費・療 養費	一般	7割	7割	7割	7割	7割
	退職本人	7割	7割	7割	7割	7割
	退職家族入院	7割	7割	7割	7割	7割
	外来	7割	7割	7割	7割	7割
高 額 療 養 費	一部負担金が限度額を超えた 場合、超えた額を支給する。	一部負担金が限度額を超えた 場合、超えた額を支給する。	一部負担金が限度額を超えた 場合、超えた額を支給する。	一部負担金が限度額を超えた 場合、超えた額を支給する。	一部負担金が限度額を超えた 場合、超えた額を支給する。	一部負担金が限度額を超えた 場合、超えた額を支給する。
	住民税課税世帯の上位所得者 139,800円 *医療費が466千円を超えた 場合は、その1%を加算する	住民税課税世帯の上位所得者 139,800円 *医療費が466千円を超えた 場合は、その1%を加算する	住民税課税世帯の上位所得者 139,800円 *医療費が466千円を超えた 場合は、その1%を加算する	住民税課税世帯の上位所得者 139,800円 *医療費が466千円を超えた 場合は、その1%を加算する	住民税課税世帯の上位所得者 139,800円 *医療費が466千円を超えた 場合は、その1%を加算する	住民税課税世帯の上位所得者 139,800円 *医療費が466千円を超えた 場合は、その1%を加算する
	住民税課税世帯の上位所得者 以外の者 72,300円 *医療費が241千円を超えた 場合は、その1%を加算する	住民税課税世帯の上位所得者 以外の者 72,300円 *医療費が241千円を超えた 場合は、その1%を加算する	住民税課税世帯の上位所得者 以外の者 72,300円 *医療費が241千円を超えた 場合は、その1%を加算する	住民税課税世帯の上位所得者 以外の者 72,300円 *医療費が241千円を超えた 場合は、その1%を加算する	住民税課税世帯の上位所得者 以外の者 72,300円 *医療費が241千円を超えた 場合は、その1%を加算する	住民税課税世帯の上位所得者 以外の者 72,300円 *医療費が241千円を超えた 場合は、その1%を加算する
	住民税非課税世帯等 35,400円 *世帯合算制度、同一世帯年4 回以上支給の場合の軽減、長 期疾病高額の軽減あり。	住民税非課税世帯等 35,400円 *世帯合算制度、同一世帯年4 回以上支給の場合の軽減、長 期疾病高額の軽減あり。	住民税非課税世帯等 35,400円 *世帯合算制度、同一世帯年4 回以上支給の場合の軽減、長 期疾病高額の軽減あり。	住民税非課税世帯等 35,400円 *世帯合算制度、同一世帯年4 回以上支給の場合の軽減、長 期疾病高額の軽減あり。	住民税非課税世帯等 35,400円 *世帯合算制度、同一世帯年4 回以上支給の場合の軽減、長 期疾病高額の軽減あり。	住民税非課税世帯等 35,400円 *世帯合算制度、同一世帯年4 回以上支給の場合の軽減、長 期疾病高額の軽減あり。
出産育児一時金	1件30万円	1件30万円	1件30万円	1件30万円	1件30万円	
葬 祭 費	1件 5万円	1件 2万円	1件 5万円	1件 1万円	1件 5千円	

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料					
国民健康保険基金							
区 分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	計
国民健康保険 基金保有額	総 額	344,063千円	57,799千円	107,430千円	159,000千円	125,071千円	793,363千円
(平成14年度末 保有額)	1人当たり	12,698円	48,982円	118,576円	79,104円	107,081円	24,518円
高額療養費貸付							
区 分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	
貸付限度額	基準額	高額療養費支給見込額	/	高額療養費支給見込額	高額療養費支給見込額	高額療養費支給見込額	
	額(率)	10分の9以内		10分の9以内	10分の9以内	10分の8以内	
利 率		無利子		無利子	無利子	無利子	
国民健康保険運営協議会							
区 分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	
委員の定数及び構成		10名	6名	6名	9名	6名	
	被保険者を代表する委員	3名	2名	2名	3名	2名	
	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	3名	2名	2名	3名	2名	
	公益を代表する委員	3名	2名	2名	3名	2名	
	被用者保険者を代表する委員	1名	-	-	-	-	
委員の任期		2年	2年	2年	2年	2年	
委員報酬(日額)		6,500円	7,000円	7,000円	4,000円	5,000円	

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料		
	市町村等名	合併期日	調 整 方 針
先進事例	山県市 (新設)	平成15年4月1日	<p>【保険税賦課関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険税については、合併時に統一した税率等を適用する。この場合、応益割合（均等割額、平等割額）が、45%以上55%未満となるよう調整する。 2. 平成15年度の医療保険分については、1人当たり保険税額が7万7千円から7万8千円となるよう調整する。ただし、所得金額、保険給付費等の動向により再検討する 3. 平成15年度の介護保険分については、1人当たり保険税額が1万5千円から1万6千円となるよう調整する。ただし、所得金額、介護給付金等の動向により再検討する 4. 国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう最高5年間で調整する。 5. 賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。 <p>【保険給付・助成関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険療養給付費一部負担金については、現行のとおりとする。 2. 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 3. 葬祭費については、5万円とする。 4. 高額療養費支払資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付を行うものとする。 5. 成人病予防検診料助成事業については、助成額を1件につき1万円とし、年齢制限は設けないものとする。 6. 無受診世帯表彰にあっては、1世帯につき5千円相当の記念品を進呈する。ただし、被保険者の人数加算は行わないものとする。
	瑞穂市 (新設)	平成15年5月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険税については、均一課税とする。ただし、平成15年度については旧町それぞれの税率を使用する不均一課税とする。課税限度額は、国の基準額どおり基礎課税額53万円、介護納付金課税額7万円とする。 2. 賦課方式については、医療分四方式賦課、介護分二方式賦課とする。 3. 軽減割合については、現行のとおり7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用する。 4. 賦課期日は4月1日とし、7月本算定とする。納期については、現行のとおり8期とする。

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料		
先進事例	市町村等名	合併(予定)期日	調 整 方 針
	廿日市市 (編入)	平成15年3月1日	1. 国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。 2. 出産育児一時金については、3市町村同額であるが、葬祭費については、廿日市市の3万円に統一する。
	新居浜市 (編入)	平成15年4月1日	1. 国民健康保険事業については、原則として新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、国民健康保険料については、合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一課税とする。
	野田市 (編入)	平成15年6月6日	1. 国民健康保険税の限度額、賦課期日、納期、減免については、両市町とも同一内容であるが、税率については、両市町で異なる(関宿町の方が高い)ので、野田市の税率を適用する。 (例) 関宿町の医療分の所得割8.9/100から野田市の医療分の所得割7.4/100。 調整財源については、一般会計からの繰り入れにて対応する。
	新発田市 (編入)	平成15年7月7日	1. 国民健康保険税については、合併後、新市で税率を改正する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、平成15年度は経過措置として不均一課税とし、両市町それぞれの現行の利率とする。 なお、国民健康保険税の納期は、平成15年度は両市町それぞれの現行の納期とする
	田原町・赤羽根町 合併協議会 (編入)	平成15年8月20日	1. 保険給付事業については、合併時に田原町の制度に統一する。 2. 保健事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原町の制度に統一する。
	千曲市 (新設)	平成15年9月1日	1. 国民健康保険税の税率は、合併時においての医療費の動向を見ながら、新市において必要な負担額を算出した上で税率の検討を行ない、合併の翌年度より新保険税率を設定する。ただし、合併年度は現行の税率とする。